



## 5)会則の変更

### 6)その他、除名・解散等会の運営に関する重要事項

(2)総会の司会は事務局長がこれに当たる。

(3)総会は、委任状（e-mailも可）を含めて正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(4)総会議事録は、当期役員以外の正会員2名よりなる議事録署名人の署名を必要とする。

#### （理事会の運営）

第8条 理事会は委任（e-mailも可）を含む理事の過半数をもって成立し、2ヶ月に一回、定例開催する。

(1)定例総会後の第一回理事会において、理事の互選によって会長・副会長・事務局長を選出し、理事の役割分担を決める。

(2)理事の定員は10名以上15名以内とする。

(3)理事会は、必要があれば会長の招集によって臨時開催することができる。

(4)理事会は、正会員の中から監査役を2名委嘱する。

(5)監査役は必要があれば理事会で意見を述べるができる。

(6)理事及び監査役の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

(5)理事会は、インターネット等を利用する電子会議でも開催できるものとする。

#### （職務）

第9条 理事は以下の職務を執行する。

(1)会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3)理事は会長、副会長とともに理事会を構成し、本会の運営業務を担当する。

(4)事務局長は、会の日常業務を統括し、理事会議事録を作成する。

(5)正会員としての入会申請または退会申請がある場合は理事会において審査の上、承認する。

(6)理事会は、理事2名以上の推薦により特別会員としての入会を承認する。

(7)理事会は、事務局長の推薦によりサポーター会員としての入会を承認する。

(8)本会が第3条に規定される目的を持つアドボカシー団体であることに鑑み、会員が本会の目的に反する言動を繰り返す場合、理事会は退会勧告をすることができる。

(9)会員が、前項の規定による退会勧告を受け入れない場合、理事会は総会に対して当該会員の除名決議を議事として提案することができる。

#### （報酬等）

第10条 理事は無報酬とする。

#### （寄付）

第11条 本会は正会員の会費による運営を基本とするが、会員及び外部支援者からの寄付金を随時受け付ける。ただし、特定の宗教的・政治的背景を持つ個人及び団体からの高額且つ継続的な寄付は、本会の目的に鑑み辞退することがある。

#### （会則変更）

第12条 この会則に定めのない事項の追加を含めて、総会において、正会員の過半数の承認がなければ会則の変更はできない。

#### （解散）

第13条 この会の解散は総会において議決する。ただし残余の資産は、非営利団体としての「非配当の原則」に則り、会員に対して分配せず、会の目的に合致する団体等へ寄付するものとする。

## 附 則

### (サポーター会員の定義)

本会は、広く支持者を求めるためにサポーター会員を設置する。サポーター会員とは、寄付、活動資金（カンパ）協力者、ネット上の広報協力者等を含み、メールアドレスを本会に登録した支援者のことをさす

### (特別会員の定義)

本会は、広く各分野の専門家との連携、協力をはかるために特別会員を設置し、理事会の責任において随時タスク・フォースを編成し、情報発信等に資することとする。

### (会則の施行)

この会則は、2010年12月4日から施行する。